

第9章 主要投資インセンティブ（奨励ゾーン、奨励業種等）

1. 概要

投資インセンティブは、投資法に基づくものと経済特区法に基づくものとに分かれており、どちらの法令のもとで投資を行うかによって適用される内容が異なる。

2. 投資法のもとでの投資インセンティブ

(1) 税務上の優遇措置の内容

新投資法では、内国投資家、外国投資家を問わず、下記の優遇措置が設けられており、投資家からの申請に応じて、優遇措置を付与すべきかどうか MIC（ミャンマー投資委員会）が個々の案件ごとに決定する。下表の全てが必ずしも付与されるわけではなく、案件ごとに MIC がどの項目を付与するか決定する。

図表 9-1 新投資法のもとでの税務上の優遇措置

税金の種類	優遇内容
法人税	(a) 収益活動を開始した時点(注 1)から、以下のゾーン別に(注 2)(注 3)、法人税を下記の一定期間免税する措置 ・ゾーン 1(最も開発が進んでいない区域):7 年 ・ゾーン 2(適度に開発が進んだ区域):5 年 ・ゾーン 3(十分に開発が進んだ区域):3 年 (b) 事業により獲得した利益の一部を再投資のために留保し、1 年以内に投資する場合、当該再投資により獲得された所得に関して免税、あるいは減税する措置 (c) 機械設備、建物等の事業用固定資産について、税法で規定された耐用年数よりも短い耐用年数での減価償却費の損金処理(加速度償却)を認める措置(注 4) (d) ミャンマー国内での研究開発費について、課税所得の 10%を限度として損金処理を認める措置
輸入関税	(e) 事業準備期間中あるいは建設期間中に輸入される機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建設資材等(ただし、ミャンマー国内で調達困難なものに限る)に関して、輸入関税並びに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注 5) (f) 輸出用の完成品製造のために輸入される原材料及び半製品に関して、輸入関税並びに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注 6)、または輸入時に支払われた同税金の還付請求権を付与する措置(注 7) (g) 事業拡張のために追加投資を行う場合に、輸入される機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建設資材等(ただし、ミャンマー国内で調達困難なものに限る)に関して、輸入関税並びに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注 5)(注 8)

(注1) 収益活動の開始時点について、投資法細則では業種別に下記のように定められている。

業種	収益活動開始時点
輸出型製造業	製品輸出用の書類(船荷証券や航空貨物証等)上で引渡しを確認できる日付と、建設(事業準備)期間終了後 180 日のいずれか早いほうの日付
国内向け製造業	最初の売上が認識された日付と、建設(事業準備)期間終了後 90 日のいずれか早いほうの日付
サービス業	サービス提供開始日と、建設(事業準備)期間終了後 90 日のいずれか早いほうの日付

通常、建設期間や事業準備期間が終了した後に収益活動が開始されることが想定されている。ただし、建設期間中や事業準備期間中に収益が認識されることになった場合、その時点が法人税免税開始の基点となるものの、建設期間中や事業準備期間中に別途認められる関税等の免税・減税規定はそれによる影響を受けない(引き続き建設期間中や事業準備期間中であれば該当する税務上の優遇措置を受けられる)旨、投資法細則で定められている。

(注2) ゾーンの指定については、2017年2月に公表された MIC 通達 No.10/2017 に詳細が記載されており、その概略は下表の通りである。

ゾーン	州	管区
1	<ul style="list-style-type: none"> カヤー州、カレン州、チン州、ラカイン州の全域 カチン州、モン州、シャン州の周辺部 	<ul style="list-style-type: none"> ザガイン管区、タニントアリー管区、バゴー管区、マグウェー管区、エヤワディ管区、マンダレー管区の周辺部
2	<ul style="list-style-type: none"> カチン州、モン州、シャン州の中心部 	<ul style="list-style-type: none"> ザガイン管区、タニントアリー管区、バゴー管区、マグウェー管区、マンダレー管区、エヤワディ管区の中心部 マンダレー管区の周辺部(ゾーン1以外) ヤンゴン管区の周辺部
3		<ul style="list-style-type: none"> マンダレー管区、ヤンゴン管区の中心部

(注3) 複数のゾーンにまたがって投資が行われる場合、投資金額全体の 65%以上の投資がなされるゾーンが、法人税免税上の指定ゾーンとなる旨、投資法細則にて規定されている。また、投資金額の 65%以上が複数のゾーンにまたがって投資される場合には、下表のようなゾーン指定となる。

ゾーン1及びゾーン2にまたがって投資が実行される場合	ゾーン2
ゾーン2及びゾーン3にまたがって投資が実行される場合	ゾーン3
ゾーン1及びゾーン3にまたがって投資が実行される場合	ゾーン3

(注4) 投資法細則では、税法上の償却率の 1.5 倍の償却率が優遇措置として認められる旨、規定されている。

(注5) 当項目の申請にあたっては、申請時に輸入物品リストを MIC に提出する必要がある、リストの細分化の目安は 4 桁の HS コードであると投資法細則には規定されている。またリストには金額の記載も求められる。

- (注6) 当項目の申請にあたっては、少なくとも外貨建ての輸出売上が全体の売上の80%を占める必要がある旨、投資法細則にて規定されている。仮に実際の輸出割合が80%を下回る場合には、実際の輸出割合に応じて当項目の免税、減税割合が定められることになり、過去にさかのぼって過度に免税、減税措置を受けた分については納税が必要とされている。
- (注7) 当項目については、外貨建ての輸出売上割合に応じて還付請求が可能となる金額が決定される旨、投資法細則にて規定されている。また、還付のほか、次年度以降に発生する関税等と相殺も可能とされている。
- (注8) 当項目の申請にあたっては、当初の投資計画の進捗率として少なくとも80%が完了している必要がある旨、投資法細則では規定されている。また、当項目の免税・減税期間は最長2年とされている。

(2) 審査上の要件

MICが税務上の優遇措置を付与するかどうかについて審査する際には、以下の事項が考慮される。なお(i)から(vi)までは必須条件であり、(vii)から(x)までは任意条件となる。

図表 9-2 MICの適用可否の審査における考慮事項

条件	内容
必須条件	(i) 投資プロジェクトが適法に、かつ確実に実行されること (ii) 税務上の優遇措置の申請（書類）が規則に従っていること (iii) 投資プロジェクトが投資促進分野に該当すること (iv) 投資額が、USD300,000を超えていること (v) MICの認可またはエンドースメントを得ていること (vi) 投資実行が、ゾーン1、2、3のいずれかの地域内であること
任意条件	(vii) 国内の雇用の創出または技術者の育成に寄与すること (viii) 新たな技術や技能が国内に移転されること (ix) 国内製品の市場競争力や生産効率の増強、国内のインフラやサービスの向上に資すること (x) 輸出額の増加が見込まれること

(3) 投資促進分野

2017年4月に公表されたMIC通達No.13/2017で投資促進分野が明らかにされており、全20分野に分けられた上、分野内でさらに業種が細分化されている。

(A)	農業関連（たばこ葉の栽培やたばこ製品の製造を除く）
(B)	植林、森林保護事業並びにその他の関連事業
(C)	畜産業、水産業並びにその他の関連サービス
(D)	製造業（紙たばこ、酒類、ビール等の健康に害を及ぼす製品を除く）
(E)	工業団地の開発
(F)	新都市の開発
(G)	都市開発関連
(H)	道路、橋梁、鉄道用線路の建設
(I)	海港、河川港並びにドライポート（積み替えターミナル）の建設
(J)	空港の運営管理、メンテナンス
(K)	航空機のメンテナンス
(L)	輸送関連
(M)	発電、送電
(N)	再生可能エネルギーの生産
(O)	通信事業
(P)	教育関連
(Q)	健康関連
(R)	IT
(S)	ホテル、観光
(T)	科学研究

3. 経済特区法のもとでの税務上の優遇措置の内容

図表 9-3 SEZ 認可企業への税務上の優遇措置

税金の種類	優遇内容	
	フリーゾーン	プロモーションゾーン
法人税	(1) 製造またはサービスの提供を開始した時点から7年間、法人税を免税する措置	(2) 製造またはサービスの提供を開始した時点から5年間、法人税を免税する措置
	(3) (1)あるいは(2)の免税期間終了後、翌5年間、法人税を50%減税する措置	
	(4) (3)の減税期間終了後、翌5年間、事業により獲得した利益の一部を再投資のために留保し1年以内に投資をする場合、当該再投資により獲得された所得に関する法人税率を、法定税率の50%まで減税する措置	
	(5) 税務上の損失を5年間繰り越して所得と相殺できる措置	
	(6) 教育訓練費(フリーゾーン)並びに研究開発費について損金処理を認める措置(注)	
	輸入関税等	(7) 下記を輸入する際の輸入関税並びにその他の税金を免税する措置 ・ 製造用原材料 ・ 製造用機械設備及びスペアパーツ ・ 工場、倉庫及び事務所建設のための建設資材、車両
(8) 免税販売、輸出販売並びに保税倉庫・運輸サービスのために、下記を輸入する際の輸入関税ならびその他の税金を免税する措置 ・ 販売用商品 ・ 委託販売用商品 ・ 車両、その他資材		(10) 下記を輸入する際に支払った輸入関税並びにその他の税金について還付請求を可能にする措置 ・ 海外及びフリーゾーンへの輸出用完成品 ・ 半製品の製造のために使用する原材料
商業税	(11) 国内あるいはプロモーションゾーンから調達した商品に関する商業税の免税措置	(12) 上記法人税の免税・減税期間中、購入取引に係わる商業税を免税あるいは減税する措置
	(13) 完成品輸出に関する商業税の免税措置	
その他	(14) 完成品輸出時の諸税を免税する措置(注)	

(注) 具体的な適用について未だ不明の点も多く、事前に確認する必要がある。